## 償却資産申告の対象となるもの(例)

▼京和兵圧十日の対象とはものの(四)	
業種別	償却資産対象
共通	受変電設備、外構工事(駐車場舗装、門、塀、緑化施設など)、看板等広告設備、パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、駐車場設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、大型特殊自動車 など
飲食・小売業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、商品陳列棚、レジスター など
医科·歯科業	各種医療用機器(レントゲン設備、手術機器、歯科診療 ユニットなど)、ベッド など
農業	農業用機械類、ビニールハウス など
太陽光発電事業	太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)、フェンス など
理容·美容業	理容·美容椅子、洗面設備、スチーマー、ドライヤー、消 毒殺菌機 など
製造業	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、溶接機、業務用配線配 管設備 など
不動産賃貸業	機械式駐車設備、自転車置き場、フェンス、ルームエアコン、花壇・緑化施設、太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く) など

種類別	償却資産対象
構築物	受変電設備、外構工事(駐車場舗装、門、塀、緑化施設など)、看板等広告設備 など
機械および装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備、ブルドーザー・パワーショベルなど建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09及び000~099」の車両) など
船舶	貨物船、遊覧船、ボート、漁船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両および 運搬具 (※)	フォークリフトなどの大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」「90~99及び900~999」の車両)、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車 など
工具、器具 および備品	パソコン、コピー機、応接セット、ルームエアコン、テレビ、レジスター など

※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車・トラックなどは除く

令和6年4月から相続登記の

令和6年4月から、相続による不動産の 取得を知ってから3年以内に登記申請 をすることが法律で義務付けられます。 正当な理由なく申請しない場合には 10万円以下の過料が科される可能性 があります。今のうちから相続登記に

申請が義務化されます

備えましょう!

法務省

ください。

(ハンドブック)→

・制度に関する詳細は

所有者不明

個別の事案に対するご相談は、司法

書士会の「相続登記相談センター」 ☎0120(13)7832にお問い合わせ

(月曜日~金曜日午前10時~午後4時) ・相続登記の手続に関するご案内

は、申告書を郵送していません。 独自の様式で申告された方について ※エルタックスによる電子申告または 新たに申告する方や申告書が必要な

ので、申告は不要です。 電出力が10kW未満の場合は、家庭用とみなします 設置者が個人であり住宅用として使用していて、発 無にかかわらず、償却資産として申告が必要です。 光発電設備を設置した場合は、発電出力や売電の有 (土地・家屋を除く)のこと。 できる構築物、機械・装置、工具・器具・備品など んでいる方が、その事業のために用いることが **瀏償却資産とは**・・・個人または法人で事業を営 わせ先へご連絡ください。 方は、申告書を郵送しますので問い合 **☞太陽光発電設備について** · · · 事業のために太陽

付けている方を含む。)

いる方のうち、市内に償却資産を所有 現在、個人または法人で事業を営んで

中告が必要な方/令和6年1月1日

税務課 ☎(5)7122 申告をお願いします **償却資産(固定資産税)** 

ŏ

している方(他の事業者に資産を貸し

(コスト増大の要因)

②最低賃金の引上げ 料・電気代などエネルギー価格の高騰 ①各種材料費などの諸物価の高騰、燃

④事務費率の引き上げ など ③インボイス制度の施行 願いします。 ご理解・ご協力いただきますようお

を加除し、申告してください。

15万円に満たないときは、課税されません。

※申告した償却資産の課税標準額の合計が

しますので、資産の増加および減少分

昨年申告された方は、申告書を郵送

所有している全ての償却資産につい

▼申告内容/令和6年1月1日現在で

告書を提出

中告方法/税務課または各支所へ申 中告期限/令和6年1月3日(水)

て、資産の所在地を明記し、申告してく

安定的な運営を確保できるよう シルバー人材センターの 「適正価格での契約締結」をお願いします

ています。 年々増大しており運営を大きく圧迫し ルバー人材センターの様々なコストが 社会・経済環境などの変化に伴い、シ

建築相談の運用変更について

じシルバー人材センター本所

午(閉庁日を除く) 更になります。 談が令和6年1月から事前予約制へ変 張建設事務所建築課職員による建築相 画課)または電話

許可申請など。 ジをご覧ください。 詳しくは、市ホームペ



築・再建築などにかかる都市計画法の ※1枠30分以内 相談内容/市街化調整区域内での新

## ·**予約方法**/窓口(本庁舎2階都市 相談日時/毎週火曜日午前 予約期限/相談日の前日正午まで 10時~正

(法務局ホームページ)

Q

で検索

毎週火曜日の午前中に行っている尾

都市計画課 ☎(55)7126